



令和元年11月11日

流山市議會議長 青野直様

流山市教育委員会教育長 後田博美



調査事項について（回答）

令和元年10月29日付け流議第276号にて、議会事務局長より照会がありました件について別紙のとおり回答いたします。



別紙 1

「いじめ報道に対する対応等について」調査事項に対する回答

令和元年11月11日
流山市教育委員会

平成29年重大事態認定案件について

Q1 教育長が本件について報告を受けたのは、いつ、誰からですか。

A1 本件について、平成28年11月頃、当時の指導課長から報告を受けたと記憶しています。

Q2 教育長は本件について、指導課にどのような指示をしましたか。指示しなかったとしたら、なぜ指示をしなかったのですか。

A2 指導課に、学校に対して事実及び事情の確認を行うとともに、必要な指導及び支援を行うよう指示をしたと記憶しています。

Q3 本件の重大事態認定が遅れたことについて、千葉県教育委員会から指導の連絡がされていますが、こうした連絡について、教育長は報告を受けていましたか。報告を受けていた場合、いつ、誰からですか。

A3 平成29年6月頃、当時の指導課長及び指導主事より報告を受けたと記憶しています。

Q4 本件について、調査主体を学校でなく教育委員会にすることについては認識をされましたか。認識していたとしたら、条例上、調査会に調査を委託することになっていましたことを知っていましたか。

A4 調査主体を教育委員会にすること、及び調査会に調査を依頼することは認識していました。

Q5 本件は教育委員会が調査会に調査を委託する初の事案となつたはずですが、初めての調査にあたり、調査の進め方について指導課から報告はありましたか。指導課に指示はしましたか。具体的にどのような報告あるいは指示でしたか。

A5 指導課から調査の進め方や方針については報告を受けていたと記憶しています。指導課に対し、調査会の依頼や方針を受け、調査会と連携するよう指示しました。

- Q6 本件調査が調査会に委託されたのは市教育委員会による重大事態認定から4ヶ月以上経過してからでしたが、すぐに委託しなかったことについて知ったのはいつ、どのようにしてですか。知ったことを受けて、教育長はどのような行動を取りましたか。
- A6 平成29年4月28日に臨時の調査会を開き、いじめ重大事態発生について報告を行い、調査を依頼していたと認識していましたが、平成29年7月21日付け被害者代理人（弁護士）からの調査会宛て通知書によって知りました。調査会の調査状況について確認するよう指導課に指示しました。
- Q7 平成29年12月に調査会から本件の中間報告書が提出されていますが、この報告書を受けて、教育長はどのような行動を取りましたか。
- A7 中間報告書（第一次、平成29年12月27日付け）を受け、被害者に学習支援をすること、また他課と連携して、被害者及び保護者に寄り添った対応をするよう指示しました。
- Q8 調査会への調査委託が4ヶ月以上遅れたこと、そしてそのことが被害者に多大なる苦痛を与えたことについて、責任の所在はどこにあると考えていますか。指導や処分等はしましたか。
- A8 現調査会によって作成される最終報告書を受け、責任の所在、処分等を含め真摯に対応してまいります。

平成26年度発生事案について

- Q9 教育長が本件について報告を受けたのは、いつ、誰からですか。その際、記録上の欠席が30日を超えているという点について、報告を受けていましたか。
- A9 本件について、平成26年6月頃に児童同士のトラブルとして、当時の指導課長及び指導主事から報告を受けたと記憶しています。その際、欠席日数は30日を超えておらず、30日を超えたという報告は受けておりません。平成27年3月、卒業時点でその年度の欠席累計が30日を超えていたとの報告を受けたと記憶しています。
- Q10 報告を受けた当時、いじめによると考えられる不登校の日数がおおむね30日以上となった場合、いじめ防止対策推進法における重大事態に認定しなければならないことを知っていましたか。知っていたとしたら、本件が重大事態として認定されていないことについて、報告を受けた当時、どのようにお考えになりましたか。指導課に対しては何らかの指導をしましたか。
- A10 年間30日を目安とすることは知っていました。しかし、当時、被害者代理人（弁護士）との話し合いの中で、重大事態として調査を行うよりも中学校へのスムーズな進学を優先してほしいとの話があり、そのことを優先すべきと考え、指導課に対し被害者には進学に向け、できる限りの配慮をするよう指示をしました。

Q11 本件は平成30年10月に重大事態として認定されていますが、重大事態認定にあたり指導課からいつ、どのような説明を受けましたか。また、指導課に対してどのような指導をしましたか。

A11 平成30年8月頃、被害者代理人（弁護士）から平成26年度、小学校6年当時の案件を重大事態として調査をしてほしい旨の要望があるとの報告を受けました。指導課に対して、事務局として調査会に報告し、すみやかに調査を依頼するよう指示しました。

Q12 結果的に、重大事態の要件が満たされてから重大事態認定まで3年半以上かかっていますが、このように重大事態認定がなされていなかったことについて、責任の所在はどこにあると考えていますか。指導や処分等はしましたか。

A12 中学生当時の案件を調査する過程で、小学生時代に遡っていじめ重大事態と認定するよう被害者代理人からの要望もあり、市教育委員会が改めて重大事態に認定する判断を行ったものです。

現在、調査会によって調査中であり、作成される最終報告書を受け、責任の所在、処分等を含め真摯に対応してまいります。

流山市のいじめや体罰の問題への対応について

Q13 これまで流山市の学校でいじめや体罰の被害に遭い、市教育委員会や学校から不適切な対応を受けてきたと訴える方がいます。教育長は、これまでの教員や教育委員会職員の経験を含め、こうした不適切な対応の事例を知っていますか。知っていたら、その事例についてはどのような対応を取られていきましたか。

A13 いじめや体罰、不適切な指導について学校から報告が上がってきてているものについては認識しています。市教育委員会が、保護者や学校、県教育委員会、関係機関と連携し対応するよう指示しています。

Q14 これまで訴えのあった案件について、事実確認を行う考えはありますか。

A14 今後も引き続き対応してまいります。

Q15 こうした不適切な対応が今後生じないようにするために、市教育委員会としてどのようなことを行う考えですか。

A15 市教育委員会が保護者や学校、県教育委員会、関係機関と連携をして対応してまいります。